

# 令和元年度事業計画

## 夢と希望のある知財立国の実現！

### 第1 はじめに

第4次産業革命といわれ、AI、IoT、ビッグデータ等の言葉を日々頻りに耳にするように、技術の加速度的進歩によって世の中が目に見える形で劇的に変化しています。

多くのイノベーションが生まれ、まさに弁理士が活躍すべき時です。この時流に乗り、積極的に外に繰り出し、外部との“絆”を深めて弁理士のプレゼンスを高めるビッグチャンスが到来しています。

今この好機を逃すことなく、第4次産業革命のフロントランナーとして弁理士がその使命を果たすべく夢と希望をもって活躍できる環境を整備し、弁理士の活躍によりあるべき知財立国を実現するため、連携を深める「弁理士絆プロジェクト」を中心に以下の施策を実施します。

### 第2 政策骨子

1. 弁理士の活動基盤の強化を図ります。
2. 中小企業支援の方策を提案します。
3. 弁理士の国際業務を支援します。
4. 地域知財の活性化を支援します。
5. 日本弁理士会の組織改革を推進します。
6. 事業の棚卸のルール化を検討します。

### 第3 具体的施策

1. 弁理士の活動基盤の強化

#### (1) 業務の掘り起こし

一連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」の企画と実行一

##### ア：金融機関との絆

中小企業を支援するのに役立つ知財活用モデルを金融機関へ提案します。金融機関は全国の地銀・第二地銀・信用金庫・信用組合を対象とし、そのアプローチには、「弁理士知財キャラバン」及び「知財広め隊」で得られた知見を活用します。

具体的には、まず、上記金融機関を対象にアンケートを実施し、知財に関するニーズを調査します。次いで、ニーズのある金融機関を対象にセミ

ナーを実施して、中小企業において着目すべき経営資源は知的財産であることを理解してもらいます。さらに、経営資源としての知財の重要性を金融機関から中小企業へ説いてもらうことで、中小企業の知財取得意欲の増進を図ります。

#### イ：他士業との絆

会員に、他士業と連携する機会を提供することを通じて、他士業からの紹介による業務獲得の機会及び他士業の力を借りることにより自らが顧客に提供するサービスの品質を向上させる機会を提供します。

具体的には、弁理士と他士業者とが集い知り合う場としての「士業交流会」を企画・開催します。特に、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士等、連携の相乗効果が見込める士業からアプローチします。

また、他士業との間で相互に相談室を設置する、或いは相談員を派遣することを検討します。

さらに、例えば「AIと士業との関係」のような士業共通の懸案テーマを日本弁理士会から提案する等、士業交流会を、技術に強い弁理士がイニシアティブを取って推進できるように企図します。

なお、士業交流会の運営については、経営基盤強化委員会において蓄積されたマッチングセミナーのノウハウを活用し、また開催地域に対応する地域会への委託を検討します。

#### ウ：企業との絆

日本弁理士会が提供する企業支援のメニューを作成する際に役立つ情報（ニーズ）を効率的に収集すると共に、企業関連団体における知財活用マインドの向上を図ります。

具体的には、日本知的財産協会その他、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の中小企業関連団体や、AI、バイオ等の先端技術分野に係る産業別団体等（大手企業を含む）との間で意見交換会を企画・開催し、得られた情報に基づき各団体の事情を反映した個別具体的な協力関係の構築を目指します。

更には、知財総合支援窓口が行う事業との棲み分けを考慮しながらターゲットを絞り、また関連地域に対応する地域会との協働を検討します。

#### エ：アカデミア等との絆

オープンイノベーション支援の一環として、技術等マッチングの場を提供します。

具体的には、例えば日本弁理士会が、技術等のニーズとソリューションを持っている企業、大学、各種団体等に働きかけ、マッチングのための場を提供します。この際、ニーズ提供者は、上位概念のニーズ（課題）を公

開してソリューションを他の企業や大学等から募集し、下位概念のニーズ（課題）は会場で秘密保持契約を締結した上で開示するモデルとします。このようなモデルとすることで、課題の新規性を確保して特許取得を容易にすると共に、会場へ足を運ぶインセンティブを高めます。

弁理士はマッチングの場でアドバイスやコンサルをすることで共同研究開発の仲介を行い、そこから生まれる発明の特許出願や、製品化段階に生まれるデザイン・ブランドの権利化業務を支援します。

なお、本年度は日本弁理士会関東会で取り組みを始め、その結果を踏まえ、次年度以降に関東会以外の地域会に本モデルを展開することを予定しています。

#### オ：弁理士同士の絆

企業弁理士をはじめとする事務所外弁理士と事務所弁理士との連携を強化して、Win-Win の関係を構築できる仲間意識を醸成すると共に、企業及び社会における知的財産のプレゼンスを向上させるための方策を検討します。

具体的には、事務所外弁理士と事務所弁理士の委員数をバランスさせた「知財プレゼンス向上委員会」を新設します。また、日本知的財産協会における関連委員会との連携を模索します。

### （2）事務所インフラの効率化

#### ア：間接業務の標準化

弁理士業務標準を一步進めた営業支援ツールを提案します。

具体的には、クライアント面談時にタブレット端末やスマートフォンで見積書を簡便に作成する等、会員のニーズに即したアプリケーションソフトウェアの開発を検討します。

#### イ：間接業務のシェアリング

日本弁理士協同組合との連携も図りながら、特許事務所の事務管理部門にかかるコストを削減することによる経営効率の改善を支援します。

具体的には、守秘義務やコンフリクト防止に留意しつつ、図面作成者、翻訳者、ネイティブチェッカー、OJT、期限管理等のシェアリング（共有）を行える環境づくりを検討します。また、複数事務所による従業員の共同雇用、派遣社員のシェアリング等のスキームの実現を検討します。

#### ウ：現地代理人情報の共有

外国（特に新興国への）出願に際しての海外現地代理人選定に資する代理人情報を収集し、会員へ提供します。

具体的には、情報を対比し易いように所定の質問票を作成します。質問内容には、日本からの出願の取扱実績（件数、技術分野等）の他、レシピ

ロ（日本への出願依頼）の可否、標準料金、等を含めます。現地代理人からの回答で得られた情報を一覧表にして会員に提供します。

## 2. 中小企業支援

### (1) 知財経営コンサル事業 ～弁理士知財キャラバン Ver. 2～

弁理士知財キャラバンで得られた知見を活かし、日本弁理士会が中小企業に提供することができる新たな弁理士派遣サービスを提供します。例えば、中小企業と関わりの深い団体（市レベルの行政、地銀、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、青年会、等）からの要請により、弁理士のチームを派遣します。特に、有望なベンチャー、スタートアップ等の中小企業を、専門性の高い弁理士集団が重点的に強力にサポートすることを企図します。

### (2) 共同研究開発付随業務（技術移転等）の支援

中小企業等が関与する共同研究開発に付随する契約等に弁理士が関与できるように、研修メニューを充実させます。上記「1（1）エ」のマッチング業務に関与する弁理士には所定の研修を受講することを推奨します。

### (3) 補助金コンサル業務の支援

知的財産権の取得や維持にかかる費用の補助を目的とする補助金等の情報をタイムリーに会員に提供できる仕組みを検討します。また、募集の予想スケジュールや申請方法の情報についても可能な範囲で提供できるようにすることを検討します。さらに、保険の普及により中小企業の係争に取り組む意欲を高め、訴訟やそれに伴う相談業務の増加を図るため、市販の国内知財訴訟費用保険が補助金の対象になるように企図します。

## 3. 国際業務支援

### (1) 会員への国際関係情報の提供

#### ア：会員交流の場としての「サロン」の設置

弁理士会館1階を改修し、会員や、外国代理人が待ち時間等に立ち寄り交流することができる、サロンのようなスペースの設置を検討します。各地域会についてもニーズに応じて同様なサロンの設置を検討します。

#### イ：英文ライティングの基礎研修

現行のグローバル人材育成研修とは別に、特に英文によるコレポンの実務能力を向上させるための研修を企画します。

#### ウ：英文契約書の作成研修

共同研究契約、共同開発契約、権利譲渡契約、物質移転契約等に係る契

約書の作成方法について、研修を企画します。

## (2) 日本弁理士会の対外的プレゼンスを高める活動

### ア：英文ホームページの充実

掲載情報を関係機関・委員会で精査し、英文原稿を作成します。ホームページの作成及び更新は外部会社に依頼し、国外に対してタイムリーに情報を発信できるようにします。

### イ：国際会議へのブース出展の支援

多くの国際会議にブースを出展し、調査に重点を置きながらその活動をアピールしている欧州特許庁のように、日本弁理士会自身がブースを出展し、あるいは複数の事務所が共同でブースを出すこと等を支援し、国際的なビジネスチャンスの拡大を図ります。

### ウ：アジアツアーの企画

特に馴染みの浅いアジアの国々に対する営業活動の機会を提供するため、大勢の会員に同行して頂いて現地事務所や現地企業を訪問する「アジアツアー」を企画します。

## 4. 地域知財の活性化支援

### (1) 本会と地域会の役割分担の明確化

本会と地域会の担当役割を明確化し、本会と地域会との事業（特に、国際活動、研修、広報に係る事業）の重複を回避すると共に、地域会における事業を本会が効果的に支援できるように、現状の問題点を抽出します。

### (2) 巡回特許庁との連携

昨年度知財広め隊により行われた巡回特許庁とのコラボセミナーを継続します。巡回特許庁とのコラボセミナーでは、知財広め隊により作成されたコンテンツやノウハウを活用します。

### (3) 地域会との連携強化

地域会活動の機動力強化のためには本会と地域会との連携強化を図る必要があるため、各地域会担当の副会長が、当該地域会総会とは別に現地を訪問する等、相互に意思疎通を図る機会を増やします。

## 5. 日本弁理士会の組織改革

### (1) 会長室の機能強化

年度単位にとらわれず日本弁理士会が喫緊に解決すべき課題を抽出し、次年度（必要に応じて当年度）の政策にその課題に対する対応策を入れることができるようにします。具体的には、年度中に随時、日本弁理士会に

における過去の事業の実行状況をレビューしてその結果を役員会に報告し、それをタイムリーに次年度（必要に応じて当年度）の事業の設計及び実行に反映させるため、短中期政策を検討する担当室員の登用（増員）を検討します。

(2) 複数年任期の高度専門人材の登用

財務担当副会長を随時補佐するため、日本弁理士会の財務政策等について専門的な知識をもって検討できる人材を財務改善専門員として登用し、会長室に配置することを検討します。また、広報担当副会長を長期的に補佐するため、日本弁理士会の広報政策について専門的な知識をもって検討できる人材を広報専門員として登用することの是非を検討します。

(3) 中長期課題への対応

日本弁理士会が中長期的な戦略に沿って活動できるようにするため、各機関に、その活動の中で見聞あるいは検討した事項からその機関の担当分野における中長期的な課題を随時提案するよう求めます。そしてその提案内容を、中長期課題検討組織に集約し、中長期的な課題やその解決策の検討に利用できるようにします。また、戦略立案のために検討すべき情報は膨大で多岐にわたることから、有償の専門人材を配置することも検討します。

6. 事業の棚卸のルール化

日本弁理士会が実行する各事業について目的の設定を徹底します。また一定年数ごとに、事業が目的に沿った形で実行されているか、目的に沿った成果が出ているか、成果が十分でない場合に目的に沿った改善がなされているか、等をチェックして、その結果が不十分な場合に事業を廃止する際のルールの作成を検討します。

## 第4 その他

1. 弁理士制度 120 周年記念事業の企画・実行

令和元年の弁理士制度 120 周年記念式典（令和元年 7 月 1 日開催予定）及び記念事業の企画・実行に向けて、その対応形式（外部への広報・来賓依頼への必要な手続等含む）の検討・整備は既に始まっているが、令和元年度はそれを実行すべき年度です。したがって、引き続き 120 周年事業への対応体制・企画内容の検討・整備、さらには対応資金の検討・準備等を具体的に進め、実りのある 120 周年事業を実行できるよう十分な準備を継続的に実行します。

2. 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

2020年（令和2年）の東京オリンピック及びパラリンピックの開催に関連し、引き続き日本弁理士会が貢献できることを検討します。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による広報・教育活動に協力するとともに、同委員会への講演・執筆依頼によって関係を深めつつ、競技種目や施設に活用される知財の事例を調査分析して知財とオリンピック・パラリンピックの関係を広報していきます。

3. 知財普及活動の強化および弁理士知名度の向上

平成30年度から実施している短中期的な広報戦略の策定に基づく広報活動を継続します。

4. 弁理士法その他の法改正への対応

次期弁理士法改正に向けた検討を継続します。また、品種登録や地理的表示（GI）の登録申請代理業務の標榜業務化に備えた研修を実施します。さらに、中央知的財産研究所において知財制度の活用を図るための手法を研究し、法改正への提言を目指します。

5. 弁理士法に基づく事務・事業への取組

弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。

以上